第三条の二中「（職員の勤務時間、休日及び休暇）」を削り、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日）

第三条の二　育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「国等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第二項第一号又は第二号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号）の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三　一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該国等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子が一歳六か月に達する日

イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において国等育児休業をしている場合

ロ　当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事院が定める場合に該当する場合

第四条に次の二号を加える。

六　第三条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第五条第一項中「により」の下に「行い、前条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（第三条の二第三号に掲げる場合にあっては、一週間）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が前条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第六条中「前条」を「前条第一項及び第二項本文」に改める。

第十条第三項及び第二十条第二項中「第五条第二項」を「第五条第二項本文」に改める。

第二十八条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　育児短時間勤務又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員

二　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

イ　特定官職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員

第二十九条第一項中「正規の勤務時間」を「勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）については、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　非常勤職員に対する育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則一五―一五第四条第二項第三号の休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第三十条第二項中「第五条第二項」を「第五条第二項本文」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第九号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年二月一日　　金融庁長官　三國谷勝範

第一条第九号を次のように改める。

九　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド

主たる事務所の所在地　シンガポール　ラッフルズ・プレイス　五十

第一条第十一号を次のように改める。

十一　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ホンコン・リミテッド

主たる事務所の所在地　中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズウェイ　八十八

第三条第五号中「二十五」を「七十九」に改める。

○金融庁告示第十号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第九条の三第一項の規定により損害保険料率算出機構から平成二十三年一月十八日付で届出のあった自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、同法第十条の五第六項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日　　金融庁長官　三國谷勝範

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1．保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第２条に定める保険金額